9．大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）	
農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとつている担当獣医師又は診療施設を定め、家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。	□
従業員が家畜に特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、従業員に周知徹底している。	□

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※　特定症状（対象とする家畜伝染病：口蹄疫）
①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。
②同一の畜房内（１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（１つの畜房につき１頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の２日間において死亡すること。
　ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

※記載方法：遵守している項目の □ にチェック印を付けること。
該当しない項目には、「－」を付けること。

（３）鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

１．家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）	
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 （例） ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。	□

２．衛生管理区域の設定	
衛生管理区域を設定している。	□
衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	□

３．衛生管理区域への病原体の持込みの防止	
門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	□
衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	□
衛生管理区域及び家きん舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	□
衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに家きん舎ごとの靴を設置し、出入りする者に着用させている。	□
他の畜産施設に立ち入つた者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている（家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。）。	□
過去１週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	□
他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家きんに直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	□
過去２月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	□

４．野生動物等からの病原体の侵入防止	
家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	□